

低入札調査基準価格及び最低制限価格の改正について

- 1 目的 ダンピング受注により、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止するため低入札調査基準価格等の見直しをするよう総務省及び国土交通省からの要請を受けて本市においても見直しをするものです。
- 2 改正概要 平成28年3月18日、国は品質確保の観点から技術者の労働条件を悪化させないよう、工事においては現場管理費に相当する部分、測量設計業務等においては諸経費及び一般管理費に相当する部分の算入率を「中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「予決令第85条」の一部改正を踏まえ、本年度より算定方式を見直しています。

3 低入札調査基準価格等の改正

○建設工事の低入札調査基準価格及び最低制限価格の改正

	現行		改正
直接工事費の相当額に乘じる率(土木・建築)	10分の9.5	→	10分の9.5
直接工事費の相当額に乘じる率(解体)	10分の8	→	10分の8
共通仮設費の額に乘じる率(土木・建築)	10分の9	→	10分の9
共通仮設費の額に乘じる率(解体)	10分の7	→	10分の7
現場管理費の相当額に乘じる率(土木・建築)	10分の8	→	10分の9
現場管理費の相当額に乘じる率(解体)	10分の7	→	10分の7
一般管理費の額に乘じる率(土木・建築)	10分の5.5	→	10分の5.5
一般管理費の額に乘じる率(解体)	10分の3	→	10分の3
直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費相当額に割合を乗じた額の合計した予定価格に乘じる率	算出した合計額が予定価格の10分の9を超える場合にあつては、予定価格に10分の9を乗じた額とする。10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7を乗じた額とする。	→	算出した合計額が予定価格の10分の9を超える場合にあつては、予定価格に10分の9を乗じた額とする。10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7を乗じた額とする。

○測量設計業務等の最低制限価格の改正

業種区分	現 行				備考
	①	②	③	④	
測 量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費 × 4/10		
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 × 6/10	諸経費の額 × 6/10	
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価 × 9/10	一般管理費等 × 3/10	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費 × 9/10	解析等調査業務費 × 7.5/10	諸経費の額 × 4/10	
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価 × 9/10	一般管理費等 × 3/10	
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費 × 6/10	諸経費の額 × 6/10	国土交通省以外
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費 × 6/10	諸経費の額 × 6/10	国土交通省以外

上記の業種区分に応じた算出方法の合計額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。また、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務にあっては、10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。



業種区分	改 正				備考
	①	②	③	④	
測 量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費 × 4.5/10		
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 × 6/10	諸経費の額 × 6/10	
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価 × 9/10	一般管理費等 × 4.5/10	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費 × 9/10	解析等調査業務費 × 8/10	諸経費の額 × 4.5/10	
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価 × 9/10	一般管理費等 × 4.5/10	
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費 × 6/10	諸経費の額 × 6/10	国土交通省以外
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費 × 6/10	諸経費の額 × 6/10	国土交通省以外

上記の業種区分に応じた算出方法の合計額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。また、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務にあっては、10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

4 失格基準価格の改定

○失格基準価格の改定

	現行		改定
直接工事費の相当額に 乗じる率(土木・建築)	10分の9	→	10分の9
直接工事費の相当額に 乗じる率(解体)	10分の7	→	10分の7
共通仮設費の額に乗じる 率(土木・建築)	10分の9	→	10分の9
共通仮設費の額に乗じる 率(解体)	10分の7	→	10分の7
現場管理費の相当額に 乗じる率(土木・建築)	10分の8	→	10分の9
現場管理費の相当額に 乗じる率(解体)	10分の7	→	10分の7
一般管理費の額に乗じる 率(土木・建築)	10分の0	→	10分の0
一般管理費の額に乗じる 率(解体)	10分の7	→	10分の7

5 施行日 平成28年7月1日